

蒲郡市モニター広告設置者募集要項

1 趣旨及び事業の概要

蒲郡市では、新たな財源及び市政情報の広報手段を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として広告事業を実施しています。

この広告事業の一環として、市役所庁舎内及び保健医療センター内の壁面等にモニターを設置し、動画または静止画による広告及び市政情報を放映するためにモニターを設置・運用する事業者を募集します。

事業の概要としては、市の2施設にモニターを3台設置し、市政情報及び広告映像を放映する事業です。事業者には、広告料及び行政財産使用料を市に納付していただきます。また、事業者には事業の実施に係る費用（モニター製作、設置、撤去、電気使用料、広告主の募集等）を全て負担していただきます。

2 事業の内容

(1) 設置場所及び設置台数

設置場所	台数	所在地	1日あたり来庁者数
① 市役所庁舎玄関ロビー	1台	蒲郡市旭町17番1号	約500人(平均)
② 市役所庁舎市民課ロビー	1台	蒲郡市旭町17番1号	約500人(平均)
③ 保健医療センター	1台	蒲郡市浜町4番地	30人～80人※

※予防接種時：約80人、検診時等：約30人、行事が何もない時：約30人。

ア 事業者は、事業の実施に伴い、広告料、行政財産使用料及び電気使用料（以下、「広告料等」という。）を市に納付していただきます。

イ モニターの設置場所等の詳細は、事業者と協議のうえ、決定します。その際、市の業務に支障がないよう、また美観を損なわないよう配慮していただきます。

ウ モニター広告の情報を掲載したパンフレット台を設置することができます（設置場所等については協議のうえ決定します）。

(2) 契約期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

なお、契約期間内において、庁舎の修繕等で設置期間及び設置場所を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ決定します。

(3) モニターの仕様

- ア モニター（付随する設備を含む。以下同じ。）の設置及び撤去、広告主の募集、動画または静止画による広告及び市政情報の製作・更新等、運用管理に係る一切の費用は申込者（広告設置者）の負担とする。
- イ モニターは薄型で場所を取らないものであり、安全に配慮したものであること。
- ウ 設置にあたっては、転倒、落下しないよう安全確実に設置すること。万一事故が発生した場合は、申込者が責任を持って対応すること。
- エ モニターの電源は、タイマーなどにより自動制御ができるものであること。モニター放映時間は、市役所及び保健医療センターの開庁時間内とする。
- オ モニターから音声を発する場合は、市の業務に支障がない音量を設定すること。また、一時的に音声を消去したい状況が発生した場合に対応するため、市職員による音量操作が可能であること。
- カ 放映枠の中で、必ず市政情報を放映すること。

（４）使用料、電気料

行政財産目的外使用料は、庁舎壁面広告に準じ、1箇所あたり壁面に占める面積1㎡につき月額4,000円

電気料については、モニターの消費電力等に応じ算出した額

（５）募集期間

令和5年11月10日（金）から令和5年11月30日（木）午後5時（必着）

（６）提出書類

- ア モニター広告設置申込書（第1号様式）
- イ 申込者（広告設置者）の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は身分証明書。いずれも提出期限前3か月以内のもの。）
- ウ 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前3か月以内のもの。）
- エ 申込者（広告設置者）の会社概要
- オ モニターの仕様及び構成、設置条件等の分かる書類
※様式におさまらない場合は、別紙（様式不問）を作成してください。
※アからウまでは1部、エ及びオは6部提出してください。

（７）提出場所等

蒲郡市旭町17番1号 新館4階 蒲郡市役所総務部行政課

提出書類は持参又は郵送（募集期間内必着）に限ります。
FAX や E-mail による提出は受けません。

(8) 選定基準

提出された書類等に基づき、蒲郡市広告掲載要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会により、実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（市に対する広告放映料）などを総合的に評価した後、モニター広告設置者を選定します。

(9) 注意事項

- ア 蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準、蒲郡市モニター広告設置取扱要領及び本要項の内容に適合しないものは認められません。
- イ 虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- ウ 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては、受けません。
- エ 提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。
- オ 提出された書類は、原則として返却しません。
- カ 放映する広告等の内容については、別途蒲郡市において審査を実施します。
- キ 放映する広告の広告主に市税等の滞納がある場合、広告の放映はできません。

【問い合わせ先】

蒲郡市旭町17番1号 新館4階 蒲郡市役所総務部行政課（担当：木村）

電話 0533-66-1155

FAX 0533-66-1183

メール gyosei@city.gamagori.lg.jp